

近代遺跡及び近代建造物の保護に関する施策の準備状況について

2009.10.15

文化財課

1 「横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱（案）」の検討

去る5月21日の本年度第1回文化財保護審議会で協議し、その後事務局（文化財課）で、関係の文化財保護審議会委員や市内の意見を踏まえて検討を加え、最終案（別紙1）をまとめた。

(1) 主な修正点（別紙1の下線箇所）

- 第1条について、要綱制定の目的を簡潔に表記した。なお、制定の背景は、検討経過とあわせ要綱制定の方針伺い文書に記録する。
- 第2条の近代遺跡と近代建造物の境界が不明であるとの指摘については、遺跡は地下等に埋蔵された遺構とそれに伴う遺物が一体となって歴史の痕跡を留めているものという捉え方から、「歴史的遺構」を「土地に埋蔵されている遺構や遺物」に修正した。
- 第3条の(4)「教育長が特に必要と認めるもの」は、特に具体的事例や事態を想定している訳でなく、選定は専ら学術的基準に基づくべきものであることから、(4)を削除した。
- 第5条中の「歴史を生かしたまちづくり要綱」は、歴史的景観を活用した街づくりの上で景観上貴重な建造物を認定・登録するものであり、文化財保護を趣旨とする保護法や県・市条例と区別した。この点に関連して、第3条(2)の「都市景観上のモニュメント」を「都市形成上のモニュメント」に訂正した。
- 要綱の実施について審議会の関わり（例えば教育委員会又は教育長への助言など）を示した方が良いのではとの指摘については、本要綱が文化財保護法や横浜市文化財保護条例に基づくものであり、要綱の運用や近代遺産や近代建造物の文化財への指定・登録等に当たっても、近代以前の文化財に対すると同様な関わりが想定されるため、特段、本要綱で特記する必要はないと判断した。
- この他、読点や表現を一部改めた。

(2) 要綱制定による効果

- 本要綱の制定と実施により、市民の近代の文化財保護に対する理解を深めることができる。
- 近代遺跡を文化財保護法に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」と位置付けることにより、開発事業者に、事前協議や試掘確認調査、発掘調査、調査報告書作成等を求めることが可能となる。
- 本要綱の実施にあたり、近代遺跡の試掘確認調査及び解体に直面した近代建造物の緊急調査に要する経費の一部を市が負担することにより、具体的な保護措置が可能となる（平成22年度からの事業化を検討中）。

2 近代遺跡及び近代建造物の台帳・分布図作成

各種調査報告書や歴史資料に基づき、保護対象とすべき近代遺跡及び近代建造物のリストアップ、現況確認、選定等を行い、近代遺跡台帳及び遺跡分布図、近代建造物台帳の作成作業を進めている。そのうち近代遺跡分布図については、来年度に刊行する予定である。

(1) 「近代遺跡リスト(案)」(別紙2)について

- 遺跡は、要綱(案)第3条の選定基準に従い、これまでの発掘調査等により遺構や遺物が確認されたもの、或いは各種歴史資料により地下に遺構の存在が想定されるもので、これまで掘削を伴う大規模開発が行われていないものを選択した。
- 今後、調査や掘削等によって遺構が確認された場合には、順次増補していく。

(2) 近代遺跡分布図について

- 体裁は現行の『横浜市文化財地図』に準じ、A3版の横長冊子、本文は区毎に分割した1/10,000地形図上に範囲を示した遺跡分布地図とその対照表を見開きとする。
- 平成21年度に原稿を作成し、22年度当初印刷に付し、要綱施行とともに刊行する。

(3) 近代遺跡及び近代建造物台帳

- 台帳は、近代遺跡台帳と近代建造物台帳を個別に作成する。
- 台帳には、遺跡毎に、調査票(名称や所在地、年代、立地、規模、概要、保存状態、文献等を記録)、範囲図(1/2,500地形図)、歴史資料(地形図、文献記録、写真、絵葉書など)、参考資料(調査報告、関連図書など)を整備する。

3 今後の予定スケジュール

(1) 要綱

- H21.11. 制定手続き(方針伺い、教育委員会報告など)
- H22. 6. 施行

(2) 近代遺跡分布図等

- H22. 3. 分布図の原稿作成及び台帳の整備
- H22. 4. 分布図の印刷
- H22. 6. 分布図の刊行

別紙 1

横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱（案）

制定 平成 21 年 月 日 教文財第 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜の近代の歴史を理解する上で特に重要な遺跡及び建造物を保護し将来に伝えるため、対象となる遺跡や建造物、その選定基準や取扱い等についての基本的な事項を定める。

（適用対象）

第 2 条 この要綱を適用する対象は、次の各号に定める。

(1) 近代遺跡

概ね幕末開港期から第二次世界大戦終結頃まで、横浜の政治・経済・社会・文化などの分野で歴史上及び学術上特に重要な、市内の土地に埋蔵されている遺構や遺物などをいう。

(2) 近代建造物

概ね幕末開港期から第二次世界大戦後、おおよそ高度経済成長期頃まで、横浜の歴史上及び学術上特に重要な市内の建築物、土木構造物及びこれらと一体的に価値を形成している什器や設備、図書などをいう。

（対象の選定基準）

第 3 条 前条に定める対象は、次の選定基準による。

- (1) 横浜の歴史及び都市形成を特徴づけるもの
- (2) 横浜の歴史上の記念物、又は都市形成上のモニュメントとなるもの
- (3) 技術的、又は学術的に優れ、他に影響を与えたもの

（近代遺跡の保護）

第 4 条 近代遺跡は、所有者又は占有者の理解と同意を得て文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「保護法」という）、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年 4 月条例第 13 号。以下「県条例」という）及び横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号。以下「市条例」という）に定める文化財に指定又は登録し、或いは保護法に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」（以下「埋蔵文化財包蔵地」という）として取り扱うことにより保護を図る。

2 前項の埋蔵文化財包蔵地は、別冊の『横浜の近代遺跡分布図』に明示する。

3 教育長は、埋蔵文化財包蔵地について、土地の所有者又は占有者その他市民に

周知するため必要な措置を講ずる。

(近代建造物の保護)

第5条 近代建造物は、所有者の理解と同意を得て、保護法、県条例及び市条例に定める文化財に指定又は登録することにより保護を図る。また、本市の「歴史を生かしたまちづくり要綱」による歴史的建造物に認定又は登録することにより、歴史的景観の面から保全活用の推進を図る。

(記録保存)

第6条 教育長は、前条による近代建造物の保護措置が出来ない場合、所有者の理解と協力を得て、予算の範囲内で記録保存のための調査を行う。

(所在等調査)

第7条 教育長は、所有者又は占有者の理解と協力を得て、予算の範囲内で近代遺跡及び近代建造物の所在又は現況調査を行う。

(助言、広報等)

第8条 教育長は、近代遺跡及び近代建造物の指定又は登録、その保存や現状変更行為等について所有者又は占有者に助言する。

2 教育長は、近代遺跡及び近代建造物の保護のために必要な普及啓発事業を行う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

横浜市の近代遺跡及び近代建造物の保護に関する要綱（案）

制定 平成 21 年 月 日 教文財第 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、幕末の開港を契機に外国の文化技術を摂取しながら都市形成を行い、日本の近代化を牽引してきた横浜の特色ある遺跡や建造物が近年の地域開発などにより消滅の危機に瀕していることを踏まえ、横浜の近代の歴史を理解するうえで特に重要な遺跡及び建造物の保護に関する基本的な事項を定めることにより、横浜市民の共有財産である貴重な近代文化遺産を保存・活用し、将来に伝えることを目的とする。

（適用対象）

第 2 条 この要綱を適用する対象は、次の各号に定める。

(1) 近代遺跡

概ね幕末開港期から第二次世界大戦終結頃まで、横浜の政治・経済・社会・文化などの分野で歴史上及び学術上特に重要な市内の歴史的遺構などをいう。

(2) 近代建造物

概ね幕末開港期から第二次世界大戦後、おおよそ高度経済成長期頃まで、横浜の歴史上及び学術上特に重要な市内の歴史的建築物、土木構造物及びこれらと一体的に価値を形成している什器や設備、図書などをいう。

（対象の選定基準）

第 3 条 前条に定める対象は、おおよそ次の基準に従う。

- (1) 横浜の歴史及び都市形成を特徴づけるもの
- (2) 横浜の歴史上の記念物、又は都市景観上のモニュメントとなるもの
- (3) 技術的、又は学術的に優れ、他に影響を与えたもの
- (4) このほか、教育長が特に必要と認めるもの

（近代遺跡の保護）

第 4 条 近代遺跡は、所有者又は占有者の理解と同意を得て、国、県及び横浜市の法律や条例に定める文化財に指定又は登録し、或いは文化財保護法に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」（以下「埋蔵文化財包蔵地」という）として取り扱うことにより保護を図る。

2 前項の埋蔵文化財包蔵地は、別冊の『横浜の近代遺跡分布図』に明示する。

3 教育長は、埋蔵文化財包蔵地について、土地の所有者又は占有者その他市民に周知するため必要な措置を講ずるものとする。

(近代建造物の保護)

第5条 近代建造物は、所有者の理解と同意を得て、国、県及び横浜市の法律や条例に定める文化財に指定又は登録し、或いは「歴史を生かしたまちづくり要綱」(都市整備局)による歴史的建造物に認定又は登録することにより保護を図る。

(記録保存)

第6条 教育長は、前条による近代建造物の保護措置が出来ない場合、所有者の理解と協力を得て、予算の範囲内で記録保存のための調査を行う。

(所在等調査)

第7条 教育長は、所有者又は占有者の理解と協力を得て、予算の範囲内で近代遺跡及び近代建造物の所在又は現況調査を行うものとする。

(助言、広報等)

第8条 教育長は、近代遺跡及び近代建造物の指定又は登録、その保存や現状変更行為等について所有者又は占有者に助言するものとする。

2 教育長は、近代遺跡及び近代建造物の保護のために必要な普及啓発事業を行う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別紙2 近代遺跡リスト(案)

【遺跡リストの考え方】

遺跡リストは、要綱(案)第3条の選定基準に従い、次の①と②の中から選択した。今後の調査結果により、順次増補していく。

- ① これまでの発掘調査等で遺構や遺物が確認された遺跡
- ② 各種歴史資料によって地下に遺構の存在が想定され、大規模な土地開発が行なわれていない遺跡

【山手地区】

	遺跡名称	所在地	地目	立地	時代・時期	選定基準 (要綱第3条)	文献(典拠)
1	ジェラール工場跡	中区山手町77	公園、宅地	傾斜地	明治	1, 3	発掘報告、地形図
2	横浜外国人墓地	中区山手町91～95	墓地	傾斜地	幕末～	1, 2	ジャパン・デイレクトリー
3	アメリカ海軍病院跡	中区山手町99	官有地	台地上	明治・大正	1	ジャパン・デイレクトリー、地形図、発掘報告
4	イギリス海軍病院跡	中区山手町115	公園	台地上	明治・大正	1	ジャパン・デイレクトリー、地形図、発掘報告、絵葉書
5	フランス領事館・領事官邸跡	中区山手町185,186	公園	台地上、傾斜地	明治・大正	1	ジャパン・デイレクトリー、地形図、発掘報告
8	山手公園	中区山手町230	公園	台地上、傾斜地	明治～	1	ジャパン・デイレクトリー
6	横浜ゲーテ座跡	中区山手町254ほか	博物館、駐車場	台地上	明治・大正	1	デイレクトリー、地形図、発掘報告
7	山手80番館跡	中区元町1-77	公園	台地上	明治・大正	1	発掘報告
9	山手のビール工場跡	中区諏訪町ほか	学校、宅地	台地上、傾斜地	明治・大正	1, 3	ジャパン・デイレクトリー、地形図、発掘報告
10	地藏王廟	中区大芝台7	墓地	台地上	明治～	1	地形図、調査調査

【関内地区】

1	山下居留地遺跡	山下町54ほか	宅地	砂州上	近世～近代	1	発掘、調査報告
2	清国領事館跡	山下町135	公園	砂州上	明治・大正	1	ジャパン・デイレクトリー、発掘報告、
3	フランスス波止場跡	山下町	公園	震災後埋立	明治・大正	1	クリベ作成地図、地形図、発掘報告
4	神奈川運上所跡	中区日本大通1	県庁	砂州上	明治・大正	1	地形図、写真
5	横浜居留地下水道跡	中区日本大通	公園	砂州上	明治・大正	1, 3	発掘報告
6	旧灯台寮試験灯台等官有施設跡	中区北仲通5,6丁目	駐車場、官庁	砂州上(幕末埋立)	明治・大正	1, 3	地形図、発掘報告
7	新港埠頭旧税関事務所跡	中区新港町1丁目	公園	砂州上(明治末埋立)	明治・大正	1	設計図面、発掘報告
8	旧横浜税関及び象の鼻跡	中区海岸通1	公園	砂州上(幕末埋立)	明治・大正	1, 2	地形図、写真
9	横浜町会所跡	中区本町1-6	公会堂	砂州上	明治～	1, 2	地形図、調査報告

【その他の地区】

1	横浜瓦斯会社跡	中区花咲町3-86-1	学校	砂州上	明治・大正	1, 3	地形図、発掘報告、写真
2	根岸競馬場跡	中区根岸台	公園	台地上	明治～	1, 2	地形図、馬見所設計図面、写真
3	第二代目横浜駅跡	西区高島町2-1-1	宅地	明治初埋立	大正	1	発掘報告
4	神奈川台場跡	神奈川区神奈川1-3-1	鉄道用地	幕末埋立	幕末・明治	1	発掘・調査報告

知事と鎌倉市長による「武家の古都・鎌倉」の 世界遺産登録に向けた推薦要請について

本日、松沢神奈川県知事と石渡鎌倉市長が、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録をめざす神奈川県、横浜市、鎌倉市、逗子市を代表して、下記のとおり玉井日出夫文化庁長官に、4県市と文化庁の協働による「推薦書」の作成など、早期登録の実現に向けた取組の推進について要請しましたので、その概要をお知らせします。

1 日 時 平成21年10月5日(月) 11:00～11:30

2 場 所 文化庁(文化庁長官室)

3 概 要

(1) 要請内容

「推薦要請書」(別添資料)を長官に手交し、ユネスコ世界遺産委員会に提出する「推薦書」の作成など、早期登録の実現に向けた協働取組の推進について要請しました。

【松沢知事の発言概要】

- 武家文化の発祥の地である鎌倉の遺産を世界に発信し、確実に後世に伝えたいとの思いで、この度、地元4県市として、推薦書の基礎となる資料を、取りまとめた。
- 先の国際会議では、「鎌倉には、世界遺産に登録される可能性が十分にある」との高い評価を得た。一方で、「早期かつ確実な登録」に向けて具体的なアドバイスもいただいた。
- 登録の審査は厳しくなっているが、これらアドバイスをしっかりと受け止め、「武家の古都・鎌倉」の早期かつ確実な世界遺産登録に向けて、今後、国と4県市がさらに連携を深め、ユネスコへ提出する推薦書の作成を協働で進めていただくようお願いする。
- 鎌倉には、神社・仏閣・切通などハードの遺産がしっかりと残されているが、これらに加えて、禅・茶の文化、宗教・思想といった武家文化が現代にしっかりと受け継がれていることを、県民とともに強く発信してまいりたい。

【石渡鎌倉市長の発言概要】

- 平成4年の暫定リスト搭載以来、長らく準備を進めてきたが、今後お互いに知恵を出し合いながら、早期かつ確実な登録を目指した取り組みをお願いしたい。
- 啓発活動を担っている推進協議会は、養老孟司氏が会長、平山郁夫氏が特別顧問に就任いただいております。また、多くの市民の方々が参画している。世界遺産では、子ども達が郷土を知ると言うことが大事であり、国際会議でもこうした取り組みも評価いただいた。
- 私が生まれ育ったまち、「武家の古都・鎌倉」を、次の世代には、「世界遺産のまち・鎌倉」としてあげたい。

(2) 玉井文化庁長官の発言概要

- 今回の要請については、しっかりと受け止めさせていただく。
- 基本的には、文化庁と、神奈川県、横浜市、鎌倉市、逗子市(以下、「4県市」)が、互いに協力しながら進めていくことが重要。
- 世界遺産登録の審査は厳しい状況にあるが、お互いに知恵を出し合いながら、一緒に取組を進めていきましょう。
- 国際会議ではアドバイスもいただいております。文化庁と4県市とでよく打ち合わせを重ね、整理してまいりましょう。

【問合せ先】

(神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会事務局)
神奈川県教育委員会教育局
文化財・世界遺産登録推進担当課長 西條 電話045-210-8331(直通)
生涯学習文化財課世界遺産登録推進担当 榎沢 電話045-210-8351(直通)

推薦要請書

「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の早期実現に向けた取組みの推進について

鎌倉は、12世紀後半に武家がはじめて国政を担い、その独特な地形を活かしながら、独自の「文化」や「風土」を築き上げた地です。この鎌倉で生みだされた「武家文化」は、日本文化の一つの基層を成し、現在の日本人にも脈々と受け継がれています。

この鎌倉の伝統や文化・歴史的風土は、数々の戦乱や開発圧力にも屈することなく、現在まで良好な状態で守られており、このことは、歴史的な建造物や遺跡で構成される「武家の古都・鎌倉」の資産が、明確に示しています。

鎌倉の世界遺産登録に向けては、平成4年に「古都鎌倉の寺院・神社ほか」として、ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載されて以来、国と、神奈川県、横浜市、鎌倉市、逗子市が連携し、文化遺産の整備や史跡指定など、登録に向けた準備を着実に進めてまいりました。

また、昨今の審査の厳格化に対処するため、文化庁と4区市との共催により、世界遺産登録に向けた国際的な評価の形成を目的とした国際会議を2度開催し、国内外の専門家の方々から、「鎌倉には、世界遺産に登録される可能性が十分にある」との評価を得たところです。

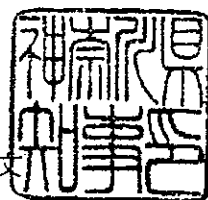
一方で、世界遺産登録を、より確実なものとするには「武家文化をより分かりやすく説明するとともに、その形成に重要な役割を果たしてきた山稜部を積極的に評価する必要がある」といった、課題が指摘されたところです。

そこで、国におかれては、「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録の早期、かつ確実な実現に向けてさらに4区市との連携を深めつつ、国際会議等で提起された課題の解決を含めて、新たに設置する「推薦書」作成のための委員会に参画し、ユネスコ世界遺産委員会に提出する「推薦書」を仕上げていくための作業を、国と4区市が協働して進めるなどの取組を推進していただくよう要請します。

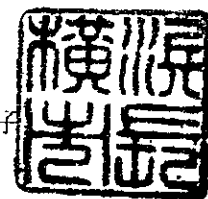
平成21年10月5日

文化庁長官 玉井 日出夫 様

神奈川県知事 松沢 成文



横浜市長 林 文子



鎌倉市長 石渡 徳一



逗子市長 平井 竜

